

「債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）」に関する意見募集結果

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
1	第5	<p>現行の債権管理回収分野ガイドラインの「第6 個人情報の取得に関する義務」の「1 適正な取得（法第17条関係）」において、その他不正の手段により個人情報を取得すると解される場合の例の1つとして、「弁護士に対し、当該弁護士に委任した法律事務と関係の戸籍謄抄本や本籍地の記載のある住民票の写しの取得を依頼して、その弁護士から、これらに記載されている個人情報を取得する場合」が挙げられていた。</p> <p>今般の債権管理回収業分野ガイドライン（案）の「第5 個人情報の取得に関する義務」においては、通則ガイドラインに相当の記載があるとして上記「1 適正な取得（法第17条関係）」の規定が削除されているが、通則ガイドライン3-2-1において「個人情報取扱事業者が不正の手段により個人情報を取得している事例」として挙げられている事例1）～事例6）の他に、上記例についても不正の手段により個人情報を取得している事例に該当するとの理解で良いでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人全国サービサー協会】</p>	御理解のとおりです。
2	第5	<p>インターネット検索により個人情報を取得する場合（印刷物のファイル編綴、＜〇〇システム等＞への記載等）において、当該個人情報が適法に取得されたことが個別に確認できない場合であっても、部外秘・社外秘である旨が記載されていたり又はクレジットカード情報が含まれていたりする場合等、およそ適法にネット上に掲載されることが想定されない特段の場合を除いて、一般的には不正の手段により個人情報を取得している事例には該当しないとの理解で良いでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人全国サービサー協会】</p>	個別の事案ごとの判断によりますが、一般的には御理解のとおりです。